

第 7 6 号議案

品川区給付型大学奨学金条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区給付型大学奨学金条例

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する大学（法第 8 3 条の 2 に規定する専門職大学、法第 8 4 条に規定する通信による教育を行う大学、法第 9 7 条に規定する大学院、法第 1 0 3 条に規定する大学院のみを置く大学および法第 1 0 8 条に規定する短期大学を除く。以下同じ。）で修学する意志がある者が、保護者等の経済状況にかかわらず希望する大学に進学できるよう奨学金を給付し、将来、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(給付の要件)

第 2 条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 奨学金の給付を受けることができる者の生計を維持する者が、次条に規定する給付の申請を行う日の属する年の 1 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上区内に住所を有すること。
- (2) 法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）もしくは高等専門学校（第 3 学年に限る。）

または法第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）を卒業する見込みもしくは修了する見込み、または卒業後もしくは修了後 2 年以内で、大学に入学する意思のある者であること。この場合において、当該大学の学部（法第 85 条に規定する学部をいい、法第 86 条に規定する夜間において授業を行う学部または通信による教育を行う学部ならびに法第 91 条に規定する専攻科および別科を除く。以下同じ。）は、次のいずれかの学部であること。

ア 医療系学部（医学、歯学、薬学、看護学その他これらに類する学位（法第 104 条第 1 項に規定する学位をいう。イにおいて同じ。）を授与することができる学部）

イ 理工農系学部（理学、工学、農学その他これらに類する学位を授与することができる学部）

(3) 学業成績が特に優れていること。

(4) 区内における地域貢献活動に定期的に参加できること。

(5) 奨学金の給付を受けることができる者の生計を維持する者が、特別区民税を滞納していないこと。

(6) 奨学金の給付決定を受けた際、連帯保証人を確保できること。

（給付の申請）

第 3 条 前条各号の要件を満たす者で、奨学金の給付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（給付決定および通知）

第 4 条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、毎年度予算

の範囲内において、品川区給付型大学奨学金運営委員会の審議を経て、給付の可否を決定する。この場合において、区長は、奨学金の給付が適当であると認められる者を優先して給付の可否を決定することができる。

- 2 区長は、前項の規定により給付の可否を決定したときには、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(給付額等)

第5条 奨学金の給付額は、年額54万円とする。

- 2 奨学金は、大学の修学に必要な費用に充当されることとする。

(給付期間)

第6条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）がその在学する大学の修業年限（法第87条第1項または第2項に規定する修業年限をいう。）を満了するために必要な期間とする。ただし、法第89条に規定する修業年限の特例により、卒業を認められた者は、当該卒業を認められた年度までとする。

(連帯保証人)

第7条 奨学生は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、奨学生と連帯して第9条各項に規定する債務を負担するものとする。

(給付決定の停止または取消し)

第8条 区長は、奨学金の給付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、または当該奨学金の給付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 奨学生が第2条各号の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。
- (3) 奨学金を大学の修学に必要な費用以外の用途に使用したと認められるとき。
- (4) 奨学生に学生としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (5) 奨学生の学業成績が不良となったと認められるとき。
- (6) 奨学生が傷病等のために成業の見込みがないとき。
- (7) 奨学生が給付決定された奨学金の対象となった大学または大学の学部に入學しなかったとき。
- (8) 奨学生が進級しなかったとき。
- (9) 奨学生が休學し、転學し、または退學したとき。
- (10) 奨学生が区内における地域貢献活動に定期的に参加しなかったとき。
- (11) 奨学生の生計を維持する者が、区外に転出したとき。
- (12) 奨学生またはその生計を維持する者が、特別区民税または市町村民税を滞納したとき。

(奨学金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により奨学金の給付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨学金を給付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、奨学金の給付決定の取消しを受けた者が、納期限までに返還しないときは、延滞額に応じた違約金を徴収することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 医療系学部および理工農系学部の大学生を対象にした給付型奨学金を創設する必要がある。